

## 我が国の安全保障について

### 1 自分なりの自己紹介

### 2 「憲法」上の課題

自由民主党の憲法改正草案も参考にしつつ、憲法上における自衛隊の位置づけの明確化、国の防衛の内閣の職務としての明確化、軍法会議の司法権としての位置づけの必要性等を説明。

### 3 「否定」で規定される基本的防衛政策

我が国の基本的防衛政策といわれるものが、「否定」でしか説明されていないことを紹介しつつ、「肯定的」に規定することの必要性を説明。

### 4 ダブルスタンダード

集団的自衛権について、我が国自らは憲法上禁止されているとしながら、米国のそれに我が国の安全保障を依存していること、また、これまで、武器の輸出について、我が国自らは慎重でありながら、米国等の武器輸出に依存してきた、「ダブルスタンダード」性を説明。

### 5 「尖閣」

実効支配を強化することの必要性を、軍事的観点から説明。

### 6 「普天間」

「普天間」問題を考えるに当たって、沖縄県民の持つ、心情に配慮することの必要性を説明。

### 7 「防衛省」

現在、自民党内や防衛省内で議論になっている、「省改革」とは何かについて説明。

## 資料集

### 「基本的防衛政策」

- i 陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない
- ii 集団的自衛権の行使は、許されない
- iii 国の交戦権は、これを、認めない
- iv いわゆる海外派兵は、許されない
- v ICBM、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母の保有は、許されない
- vi 他国に脅威を与えるような軍事大国とならない
- vii 核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず
- viii 共産圏諸国向けの場合、国連決議により武器等の輸出が禁止されている国向けの場合、国際紛争の当事国又はそのおそれのある国向けの場合には、武器輸出を認めない

## 自由民主党の憲法改正草案

= 自民党 <http://www.jimin.jp/> → 自民党の活動 → コラム → 2012年4月「憲法改正草案を発表」(PDF)

朝日新聞 2012年11月24日

## 翁長雄志さんに聞く沖縄の保守が突きつけるもの

### 在日米軍海上訓練区域 [編集]

尖閣諸島には現在も在日米海軍の訓練区域が残っているが、1979年以降は使用されていない<sup>[33]</sup>。

使用部隊	施設番号	名前	場所	管理部隊	使用開始日	提供開始日
海軍 <sup>[33]</sup>	FAC 6084	黄尾嶼射爆撃場 (Kobi Sho Range)	久場島	在沖米海軍 艦隊活動司令部 <sup>[33]</sup>	1956年 <sup>[33]</sup>	1972年5月15日 <sup>[33]</sup>
	FAC 6085	赤尾嶼射爆撃場 (Sekibi Sho Range)	大正島		1956年3月27日 <sup>[33]</sup>	

利用目的に合わせて、Kobi Sho Range は Kobi Sho Gunnery Range と命名されており、Sekibi Sho Range は Sekibi Sho Gunnery Range と命名されている<sup>[34]</sup>

項目名: 尖閣諸島

著作者: ウィキペディアの執筆者

発行所: ウィキペディア日本語版

更新日時: 2013年4月14日 15:15 (UTC)

版指定 URI:

<http://ja.wikipedia.org/w/index.php?title=%E5%B0%96%E9%96%A3%E8%AB%B8%E5%B3%B6&oldid=4742212>

主な執筆者: ([改版集計情報](#))

項目の版番号: 4742212

## 保安庁法（昭和二十七年七月三十一日法律第二百六十五号）

（長官官房及び各局の任務）

**第十条** 長官官房及び各局は、保安隊及び警備隊に関する各般の方針及び基本的な実施計画の作成について長官の行う第一幕僚長又は第二幕僚長に対する指示、保安隊又は警備隊に関する事項に関して第一幕僚長又は第二幕僚長の作成した方針及び基本的な実施計画について長官の行う承認並びに保安隊又は警備隊の隊務（長官官房及び各局の所掌事務を除く保安隊又は警備隊の事務をいう。以下同じ。）に関して長官の行う一般的監督について、長官を補佐する。

## 防衛省設置法（昭和二十九年六月九日法律第百六十四号）

（官房長及び局長と幕僚長との関係）

**第十二条** 官房長及び局長は、その所掌事務に関し、次の事項について防衛大臣を補佐するものとする。

- 一 陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊又は統合幕僚監部に関する各般の方針及び基本的な実施計画の作成について防衛大臣の行う統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）に対する指示
- 二 陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊又は統合幕僚監部に関する事項に関して幕僚長の作成した方針及び基本的な実施計画について防衛大臣の行う承認
- 三 陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊又は統合幕僚監部に関し防衛大臣の行う一般的監督

朝日新聞（2013/3/23）

**防衛省へ改革圧力 自民、国防軍創設も意識**